

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3223号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 <sup>まつむら</sup> 松村 <sup>まさお</sup> 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った不開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「住民票 当初分・変更分 全2件」の不開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3223号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3223	令和5年10月6日	令和5年10月23日	令和5年10月30日	令和5年11月27日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3223	「住民票 当初分・変更分 全2件」（以下「本件審査請求文書」という。）	不開示  横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当  （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため）	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3223	<p><b>《住居届に係る手続について》</b> 横浜市では、新たに職員となった者等は、「住居届・通勤届・氏名（変更）届」を提出することとされており、その添付書類として、住民票の写しを提出する必要がある。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b> 本件審査請求文書は、特定職員が提出した「住居届・通勤届・氏名（変更）届」に添付された住民票の写しである。</p> <p><b>《条例第7条第2項第1号該当性及び条例第8条第2項による一部開示について》</b> ア 本件審査請求文書は、特定職員に係る住民票の写しであり、全体が一体として本号本文</p>

答申 番号	判断の要旨
	<p>に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。</p> <p>また、住民票の写しは、原則として、自己又は自己と同一の世帯に属する者のみが交付を請求することができることとされている（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項）。したがって、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、本号ただし書アに該当しない。さらに、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>イ ところで、条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。</p> <p>しかし、本件審査請求文書は、特定職員を名指ししての開示請求により特定した行政文書であるため、条例第8条第2項による一部開示の余地はない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）

#### （行政文書の開示義務）

#### 第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報

がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(第2号から第5号まで省略)

第8条 (第1項省略)

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881